

高齢 第 1029 号  
平成 21 年 3 月 17 日

(介護予防)福祉用具貸与事業所の管理者 様  
居宅介護支援事業所の管理者 様  
市町村介護保険課長 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

**介護保険制度によるハンドル形電動車いすの  
利用者に係る鉄道利用について（通知）**

国土交通省の交通バリアフリー技術規格調査研究委員会において検討された結果、介護保険制度の（介護予防）福祉用具貸与によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている利用者について、一部の鉄道車両への乗車等が認められることとなりました。

つきましては、（介護予防）福祉用具貸与事業所は、鉄道利用を希望する利用者の申請に基づき、ハンドル形電動車いす提供証明書（別紙事務連絡中の様式を参照）を交付する等の所要の手続きが必要となりますので、対応くださるようお願いいたします。

また、市町村におかれましては、管内の介護予防支援事業所に周知くださるようお願いいたします。

|                      |
|----------------------|
| 担当：介護事業係 安保          |
| TEL 025-280-5194(直通) |
| FAX 025-280-5229     |